**紫波町中小企業者原油価格・物価高騰対策支援給付金　募集要項**

**１．目的**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因した原油価格や物価の高騰の影響を受ける

町内中小企業者に対し給付金を支給し、円滑な事業継続を支援することを目的とする。

**２．中小企業者の定義**

本給付金における「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条

第１項に規定する会社及び個人（ただし宿泊業にあっては、中小企業支援法施行令（昭和38年政令第334号）の旅館業の規定による）をいう。※別表１参照。

**＜別表１　中小企業者の要件＞**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業種 | 下記のいずれかを満たすこと | |
| 資本金の額又は出資の総額 | 常時使用する従業員の数 |
| 小売業、飲食業 | 5,000 万円以下 | 50 人以下 |
| サービス業 | 5,000 万円以下 | 100 人以下 |
| 宿泊業 | 5,000 万円以下 | 200 人以下 |
| 卸売業 | １億円以下 | 100 人以下 |
| 運輸業・製造業・建設業・その他 | ３億円以下 | 300 人以下 |

**３．支給対象者**

支給対象者は、下記①～⑥の条件に全て該当する中小企業者であることとする。

①町内に事業所を有すること。

②別表２に定める業種を営んでいること。

③暴力団でなく、又その構成員が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でなく経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していないこと。

④宗教上の組織又は団体でないこと。

⑤風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第５項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。

⑥事業継続の意思があること。

**＜別表２　支給対象業種＞**

|  |
| --- |
| 業種 |
| 鉱業，採石業，砂利採取業 |
| 建設業 |
| 製造業 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 |
| 情報通信業 |
| 運輸業，郵便業 |
| 卸売業・小売業 |
| 金融業・保険業 |
| 不動産業，物品賃貸業 |
| 学術研究，専門・技術サービス業 |
| 宿泊業，飲食サービス業 |
| 生活関連サービス業，娯楽業 |
| 教育，学習支援業 |
| 医療，福祉 |
| 複合サービス事業 |
| サービス業（他に分類されないもの） |

※令和４年８月31日までに開業した事業者を対象とする。

※農業・林業、漁業、複合サービス業、公務、宗教法人は対象外。

※公共交通事業者（路線バス・タクシー事業者）は別途支援事業があるため対象外。

※複数の業種を行っている場合は最も売上割合の大きな業種とする。

**４．給付金の額**

・法人：10万円

・個人事業主：３万円

・運輸事業者：上記に加えて10万円

　※給付金を支給することを決定又は却下したときは、通知書により申請者に通知する。

**５．提出書類**

・様式１申請書兼請求書

・別紙１誓約書

・直近の確定申告書の写し

（法人）直近の所得税確定申告書別表１の写し

（個人）直近の所得税確定申告書第一表の写し

※税務署の収受印のあるもの、もしくはe-tax受信通知を添付

※まだ一度も決算期を迎えていない場合、登記事項証明書または開業届の写し

・振込先口座の通帳の写し

・運輸業であることを証明できる許可書や届出書等の書類の写し（※運輸業のみ）

**６．受付期間**

令和４年９月１日（木）～11月30日（水）※必着

**７．提出先及び問合せ先**

紫波町商工会

〒028-3305

紫波郡紫波町日詰字東裏85-4

電話：019-672-2244（９時～17時、土日祝日を除く）　メール：shiwa@shokokai.com

**８．その他留意事項**

　・本店所在地や納税地が町外の場合、町内に事業所があることの証明として事業所の写真を添付してください。

・提出書類は返却しません。各自で提出書類の写しを取り、保管してください。

・不正等が発覚した場合、給付金を返金いただきます。悪質な不正受給の場合は警察に通報します。

・そのほか必要な事項は、会長が別に定めます。